

福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 市町村、その他知事が適当と認める民間団体、民間事業者（以下「事業実施主体」という。）に対する農業系汚染廃棄物処理事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、事業実施主体が、東日本大震災による原子力災害に伴う放射性物質に汚染された農林産物、その副産物及び農業生産資材（以下「農業系汚染廃棄物」という。）の処理を推進するため、農業系汚染廃棄物処理事業（以下「補助事業」という。）を行うことを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 福島県知事（以下「知事」という。）は、事業実施主体が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の補助率は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 事業実施主体の長は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に知事が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体の長は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規程により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規程による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を事業実施主体の長に送付するものとする。

- 2 第4条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。
- 3 知事は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第6条 事業実施主体の長は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。
- 2 事業実施主体の長は、前項の規定により申請を取り下げようとする場合、前条第1項の通知のあった日から15日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

- 第7条 事業実施主体の長は、補助事業の経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体の長は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

- 第8条 事業実施主体の長は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業実施主体の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付する事ができる。

(契約時)

- 第9条 事業実施主体の長は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 事業実施主体の長は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

第10条 事業実施主体の長は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(概算払の請求)

第11条 事業実施主体の長は、第5条による交付決定通知をもとに補助金の概算払いを請求するときは、様式第5により概算払請求書を作成し、知事に提出しなければならない。

(事故の報告)

第12条 事業実施主体の長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 事業実施主体の長は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに様式第7による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第13条の2 事業実施主体の長は、補助事業が完了したときは、速やかに様式第7の2による完了報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 事業実施主体の長は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、翌年度の4月10日）のいずれか早い日までに様式第8による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体の長が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。

3 事業実施主体の長は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定

の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体の長に通知する。

- 2 知事は、事業実施主体の長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第16条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 事業実施主体の長は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第9による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 事業実施主体の長は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第15条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第18条 知事は、第8条第1項第2号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、金利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第19条 事業実施主体の長は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 事業実施主体の長は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 事業実施主体の長は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条第1項に定める実績報告書に様式第12による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 知事は、事業実施主体の長が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第20条 取得財産等のうち、規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。
- 3 事業実施主体の長は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第13による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金調書)

- 第21条 事業実施主体の長は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式第14による補助金調書を作成しておかなければならない。

(権限の委任)

- 第22条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、所管の農林事務所の長に委任する。ただし、県全域に及ぶ又は農林事務所の域を越える広域的な団体が事業実施主体である場合を除くものとする。

(補足)

- 第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成24年1月23日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助金の名称	補助事業の内容	補助率
福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金	1 市町村、その他知事が適当と認める民間団体・民間事業者が、農業系汚染廃棄物について実施要領第2の1に基づいて行う事業に要する経費	定額

(様式第1)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住所
事業実施主体の長 印

平成(※)〇〇年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金(変更)交付申請書

福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

I 事業の目的
別紙のとおり

II 事業の内容及び計画(又は実績)
別紙のとおり

III 経費の配分及び負担区分

総事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に要する 経費(又は要した経 費) (A)	負担区分			備 考
		県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
円	円				

IV 事業完了予定(又は完了)年月日

※:「平成」は改元後に新元号及び年次に読み替えるものとする。
ただし事業名等年度表記に係る場合は翌年度から適用するものとする。

(別紙)

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

事業実施 主体名	対象地区	品 目	処理区分	処理量 処理面積	実施 戸数	開始日 及び 完了予定日	負担区分				備 考
							県補助金	市町村費	その他	計	
〇〇〇〇					戸	年月日					
合 計											

- (注) 1 「処理区分」の欄には、「一時保管場所で一時保管」、「処理場で焼却」、「処理場で埋設」、「一時保管場所の撤去」等処理の区分を記載すること。
- 2 備考欄には、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円うち県補助金〇〇円」を、該当がない場合には、「該当なし」と、同税額が明かではない場合は「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、合計の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち県補助金〇〇円」）を記入すること。

V 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
			増	減	
1 県補助金	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
			増	減	
1 県補助金	円	円	円	円	
合 計					

VI 添付書類

民間団体、民間事業者の場合：定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況等が分かる資料

(様式第2)

交付決定通知の書例

福島県指令（課名又は所名の約字）第〇〇号

事業実施主体名（住 所）
（氏 名）

平成(※1)〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった平成 年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）第5条の規定により、次のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

平成(※1) 年 月 日

福島県知事

〇〇〇〇 印

福島県〇〇農林事務所長

〔補助事業の目的及び内容〕

（申請どおり決定する場合）

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、平成(※1) 年 月 日 第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった農業系汚染廃棄物処理事業費補助金とし、その内容については、申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

（修正決定する場合）

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、平成(※1) 年 月 日 第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった農業系汚染廃棄物処理事業費補助金とし、その内容については、下記のとおり修正するほか申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

〔補助事業に要する経費、補助金の額及び補助金の額の変更の権限留保〕

- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

（補助金名） 農業系汚染廃棄物処理事業費補助金

補助事業に要する経費 金 円

補助金の額 金 円

〔経費の配分〕

（申請どおり決定する場合）

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

(修正決定する場合)

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区分	補助事業に要する経費	補助金額
〇〇〇費	〇〇〇円	〇〇〇円
〇〇〇費	〇〇〇円	〇〇〇円
〇〇〇費	〇〇〇円	〇〇〇円

[額の確定]

- 4 補助金の額の確定は、補助対象事業費の実績額に、交付要綱別表に定める各経費に対応する補助率を乗じて得た額と前記3の区分ごとの補助金の額(変更された場合には変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

[交付条件]

[交付関係を規制する要綱等の引用]

- 5 補助事業者は、別表に掲げる法令等に従わなければならない。
- 6 補助金交付の条件は、前記5に定めるもののほか次のとおりとする。
- (1) 補助事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ知事(又は農林事務所長)の承認を受けなければならない。
- ア 補助事業に要する経費の配分の変更(交付要綱で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更(交付要綱で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事(又は農林事務所長)に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、交付要綱第7条第1項により、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、交付要綱第19条第2項の財産管理台帳(様式第11)及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

[消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて交付決定を行う場合]

- (4) 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方

税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。

ア 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税額相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付要綱第14条第3項により速やかに知事（又は農林事務所長）に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

[財産の善良なる管理者の注意及び処分制限の条件を付する場合]

(5) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 前号の財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）を補助金交付申請書に記載している場合は、知事の承認を受けたものとする。

(7) 補助事業者が前号により承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

[申請の取り下げのできる期日]

(8) 交付要綱第6条の規定に基づき、補助事業者が申請の取り下げのできる期日は、交付決定の通知を受理した日から10日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

※：「平成」は改元後に新元号及び年次に読み替えるものとする。

ただし事業名等年度表記に係る場合は翌年度から適用するものとする。

(別表)

法令等名	年月日番号等	備考
福島県補助金等の交付等に関する規則	昭和45年10月27日 福島県規則第107号	
福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱	平成31年〇〇月〇〇日〇〇農支第〇〇号 福島県農林水産部長通知	
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	昭和30年8月27日法律第179号	
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令	昭和30年9月26日政令第255号	
福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金事務取扱要領	平成26年7月22日26農支第1274号 福島県農林水産部長通知	

(注) 補助事業者名は、次の要領で記載する。なお、補助事業者名には、敬称は付けない。

ア 法人（地方公共団体を除く）にあつては、その所在地及び名称

イ 地方公共団体にあつては、その名称

ウ 法人格を有しない団体にあつては、その所在地及び名称並びに代表者又は責任者の住所及び氏名

(様式第3)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住所
氏名 事業実施主体の長 印

平成(※)〇〇年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成(※)〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇号をもって交付決定の通知を受けた福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金については、下記の理由により取り下げたいので、福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、届け出ます。

記

1 取下げ理由

(注)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とすること。

※：「平成」は改元後に新元号及び年次に読み替えるものとする。

ただし事業名等年度表記に係る場合は翌年度から適用するものとする。

(様式第4)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住所
氏名 事業実施主体の長 印

平成(※)〇〇年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金計画変更等承認申請書

福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、計画変更等について下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(新旧対比)
- 5 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

※: 「平成」は改元後に新元号及び年次に読み替えるものとする。

ただし事業名等年度表記に係る場合は翌年度から適用するものとする。

(様式第5)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住所
氏名 事業実施主体の長 印

平成(※)〇〇年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金概算払請求書

平成(※)〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定の通知のあった事業について、福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記により金〇〇〇円を概算払により交付して下さるよう請求します。

記

1 概算払の理由 (事業概要・資産概要等)

2 概算払請求金額 (算用数字を使用すること。)

交付 決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A)-(B)+(C)		備 考
	金 額	出来高	金 額	〇月〇日 まで予定 出来高	金 額	〇月〇日 まで予定出 来高	
円	円	%	円	%	円	%	
【区分】 共済費 貸金 ・							

注：「区分」欄には、実施要領別表の「区分」欄に記載された事項について記載する。

3 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

※：「平成」は改元後に新元号及び年次に読み替えるものとする。

ただし事業名等年度表記に係る場合は翌年度から適用するものとする。

(様式第6)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住所
氏名 事業実施主体の長 印

平成(※)〇〇年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金事故報告書

福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

- 1 事故の原因及び内容
- 2 事故に係る金額 円
- 3 事故に対して取った措置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

※：「平成」は改元後に新元号及び年次に読み替えるものとする。
ただし事業名等年度表記に係る場合は翌年度から適用するものとする。

(様式第7)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住所
氏名 事業実施主体の長 印

平成(※)〇〇年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金状況報告書

福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の遂行状況
- 2 補助対象経費の区分別収支概要

※：「平成」は改元後に新元号及び年次に読み替えるものとする。
ただし事業名等年度表記に係る場合は翌年度から適用するものとする。

(様式第8)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住所
氏名 事業実施主体の長 印

平成(※)〇〇年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金実績報告書

福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- (注) 1 記の記載様式は、様式第1に準ずるものとする。
2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)
- ※：「平成」は改元後は新元号及び年次に読み替えるものとする。
ただし事業名等年度表記に係る場合は翌年度から適用するものとする。

(様式第9)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住所
氏名 事業実施主体の長 印

平成(※)〇〇年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金精算払請求書

福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 精算払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

※：「平成」は改元後に新元号及び年次に読み替えるものとする。
ただし事業名等年度表記に係る場合は翌年度から適用するものとする。

(様式第10)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住所
氏名 事業実施主体の長 印

平成(※)〇〇年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額 (交付要綱第15条第1項による額の確定額) | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3-2) | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

※：「平成」は改元後に新元号及び年次に読み替えるものとする。
ただし税に関する表記は課税年度表記と同一とする。

(様式第11)

取得財産等管理台帳

財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
			円	円					

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、(ア) 事務用備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、図書類、(エ) 無体財産権(産業財産権等)、(オ) その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第12)

取得財産等管理明細表（平成(※)年度）

財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
			円	円					

(注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。

2 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。

3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

※：「平成」は改元後に新元号及び年次に読み替えるものとする。

ただし事業名等年度表記に係る場合は翌年度から適用するものとする。

(様式第13)

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住所
氏名 事業実施主体の長 印

平成(※)〇〇年度福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金財産処分承認申請書

福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

①処分する財産名等 (別紙) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容 (有償・無償の別も記載のこと。) 及び処分予定日
処分の相手方 (住所、氏名又は名称、使用の目的等)

2 処分理由

※: 「平成」は改元後に新元号及び年次に読み替えるものとする。

ただし事業名等年度表記に係る場合は翌年度から適用するものとする。

(様式第14)

平成(※)〇〇年度

〇 〇 補 助 金 調 書

国			事業実施主体名										備考
補助事業名	交付決定額	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち県補助金相当額	支出済額	うち県補助金相当額	翌年度繰越額	うち県補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する事業実施主体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る事業実施主体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ県補助金額を内書（ ）すること。

※：「平成」は改元後に新元号及び年次に読み替えるものとする。
ただし事業名等年度表記に係る場合は翌年度から適用するものと。

